

◁人の動き▷

世帯数および人口	
(昭和48年3月1日現在)	
世帯数	1,119戸
人口	5,116人
男	2,447人
女	2,669人

任期満了による村議会議員 選挙は4月15日に告示

昭和48年5月8日任期満了による千早赤阪村議会議員選挙は、公職選挙法第33条第1項(その任期が終る日の前30日以内に行なう)の規定により選挙日程を次のとおり決定しました。

4月15日(日)	選挙期日の告示
4月16日(月)	立候補届出締切 午後5時
4月22日(日)	選挙期日
4月23日(月)	開票日(選挙会)
選挙すべき議員数 16人	

▷ 選挙人名簿の登録について

村議会議員選挙にかかる選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日ならびに縦覧の期間及び場所は次のとおりです。

① 被登録資格の決定の基準となる日

昭和48年4月14日

② 登録を行なう日 昭和48年4月14日

③ 縦覧の期間 昭和48年4月15日～16日

④ 縦覧の場所 役場総務課(選管事務局)の席

したがって今回登録される人は

- ▶ 新成人 昭和27年12月12日～昭和28年4月23日までの出生者
- ▶ 転入者 昭和47年8月20日～昭和48年1月14日までの転入者
(転入者については転入届出の日から3カ月を経過した者)

▷ 不在者投票は4月15日から

投票日(4月22日)仕事の都合や、旅行などでどうしても投票に行けない人は、不在者投票をすることができます。不在者投票は投票日の前日まで午前8時30分から午後5時まで選管事務局(総務課)ですることができます。手続きは投票日に不在になることを申し立て備え付けの宣誓書に理由を書いて署名なつ印すればよいことになっています。

くわしくは事務局(総務課)へお問い合わせください。 TEL ② 0081～3

新入学児をもつ

お母さんへ

新入学児を持つ家庭では入学の日が待ち遠しい一方入学前の勉強の準備やら、母親としての心がまえなど不安も多いことでしょう。一年生担任の先生の体験などから、ことし新入学児を持つお母さん方への助言について。

★勉強よりもしつけ

自主、協調の習慣が大切
「先生、早く勉強しようお話をかりでつまらない。」
「どうして、いましていることが勉強だよ。」こんな催促をする一年生が多いという。ほほえましくも見えることが家庭で「字をおぼえること」「計算をすること」などだけが勉強と思ひこんでいるのではないだろうか。

★ひらがなで名前よみ書きできる
小学校では、まず友だちとよく遊び、人の話をよく聞いたり、生活習慣をつけたりすることが大事な勉強である。

そのあとで、文字や算数をまったく初歩から教えていく。だからどの学校でも、現在では多くの子が就学前に文字が読めるようになるが「ひらがなで自分の名前を読み書きできる程度で十分」としている。子供が絵本や駅名の字に興味をもって聞いたら教えてもさ

しつかえないが、無理に教えこむ必要はない。

そうした「勉強」をつめこまれた子は、生活習慣やしつけの面で欠けている場合が少なくないという。親が机の上の勉強にばかり気をとられて、しつけがおろそかになっている。

本来転倒だ。入学を一つの踏み台にして、よい生活の習慣づけがほしい、
★姓を呼ばれても返事できないように
「どうしたの、便所に行きたいの?」「うん。」「おなか痛いの?」「うん。」「頭が痛いの?」「うん。」「一年生の教室でよく見かける光景だ。ほとんどの子供が幼稚園を経験して集団生活には慣れているが、まだ

「どうしたの、便所に行きたいの?」「うん。」「おなか痛いの?」「うん。」「頭が痛いの?」「うん。」「一年生の教室でよく見かける光景だ。ほとんどの子供が幼稚園を経験して集団生活には慣れているが、まだ

差別をなくそう

私の村に届けられた手紙
私達の村では、差別をなくするための同和教育に本格的に取り組んで、すでに三年は過ぎました。その目的はやはり差別をしない、差別を許さない、そして差別のない明るい民主社会の育成であります。差別の根絶をめざして日々努力を重ねていますが、その道はなかなか遠いという外ありません。つい先日、私の村にあ



意志表示をはっきりできない子もいる。他人から先生に伝えてもらったり、聞かれるのを待っている。集団生活の中ではまず自分の意志をはっきり表わせることが大事。幼稚園では「ちゃん」付けの呼び方だが、小学校では姓を呼ばれるので元氣よく「はい」と返事し自分のことは自分でいえるようにしたい。意志表示ができないのは家庭で手をかき過ぎる子に多いという。

子供の自立心を盛らたてると同じことは、着衣、脱衣の場合についていえる。身体検査や体操の時間などに衣類を自分で始末できるようにしよう。これは練習することであるが、やはり日常の習慣が大切だ。子供のやり方をおおいかからとか、下手だからと、親が手を出すことはひかえたい。依頼心を植えつけることになる。跡片付けなども一度子供にやらせておいて、下手なら子供がいなくなつてから直すといった心づかいがほしい。しつけは、できるだけ子供をほめて自主性を伸ばすことである。

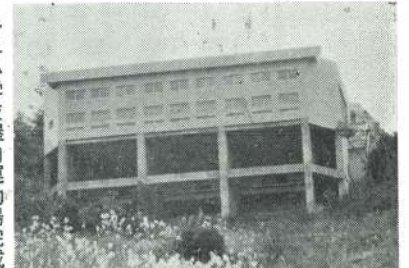
★通学路の確認を

入学までに偏食を直し、食事を二十〜二十五分程度ですませること、事故防止のため通学路を親と一緒に歩いて危険箇所を確認することなどはぜひしておきたい。

る県の一住人より、子供の縁談で「あなたの村に同和地区があるのか、〇〇さんはどうなのか」と極めて差別性の強い問いあわせが入りました。勿論、こんな事に対し返答することは出来ません。

人間尊重は憲法の精神であり、同じ日本人の間に賤しい尊いの差があったり、あそこは別だというように差別があつてはならないこと

千早小学校屋内運動場完成



お知らせ

農業委員会の

開催日について

農地の売買や転用には、農業委員会や知事の許可が

児童手当の受給

資格が拡大される

4月より次の通り児童手当の受給資格が拡大されます。

■受給資格

- (1)日本国民であること。
- (2)18才未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が昭和38年4月2日以後に生まれた児童。
- (3)申請者の所得が一定の額以上でないこと(別表参照)持参願うもの

区分	所得の金額 (限度額)	円
0	1,222,000	
1	1,357,000	
2	1,492,000	
3	1,627,000	
4	1,762,000	
5	1,897,000	
6	2,032,000	

昭和46年分の所得による
所得要件の金額。

国民年金等)
申請、お問い合わせは役
場福祉係まで。

開催月	開催日	書類の提出締切
3月	14日	10日まで
5月	中旬	"
7月	"	"
9月	"	"
11月	"	"
1月	"	"

必要なことは、すでに告知のことと思いますが、その書類を審査する農業委員会の開催日がまちまちでしたので、今後は左記のように定期的に農業委員会を開催して行くつもりであり、ますので申請の際には、よろしくお願い致します



生活を守る国民年金

最近、物価の上昇や世帯構造の核家族化、交通事故の増加などによって老後の暮らしはいうに及ばず日々の生活までも、非常に不安定になっています。

このような時に最も効用を発揮するのが国民年金です。それは、月々わずかの保険料で65才から老令年金が支給され、老後の助けとなるばかりでなく、不幸にして老令年金をうけるまで亡くなったたり、重い身体障害になった場合でも母子年金・準母子年金・遺児年金あるいは障害年金などが支給され、生活の助けをしてくれます。

つまり、国民年金に加入しておれば、遠い先のことと思いがちな老後だけでなく、思いがけない事故による生活の不安をも守ってくれるというわけです。

年金の請求もれば ありませんか

国民年金に加入している人で、つぎに該当している人は年金を受けられますから、すぐ、国民年金手帳と印かんを持って国民年金係の窓口で年金の請求手続きをしてください。

請求をしないで五年間すぎますと、せっかくの年金が受けられなくなりますのでご注意ください。

①年令に応じた期間の保険

料を納め終って65才になったとき
②重いけがや病気で身体障害者になったとき
③夫を亡くし18才未満の子供を養っているとき
④祖母、姉が生計の中心者を亡くし18才未満の孫、弟妹を養っているとき
⑤父や母が亡くなって孤児になったとき
⑥老令年金を受ける資格のあった夫が亡くなったとき
⑦その他②③④までの事故があったが次の年金をうけるのに必要な期間の保険料を納めることができなかった人

母子年金
準母子年金
遺児年金
寡婦年金

◎その他②③④までの事故があったが次の年金をうけるのに必要な期間の保険料を納めることができなかった人

◎明治44年4月1日以前に生まれた人が70才になったとき
老令福祉年金

◆所得比例制に加入しよう
この制度は一言でいえば、年金をふやす方法とでもいえるもので、その仕組みは次のようになっています。

保険料
定額保険料 月五百
+ 所得比例保険料 月三百
(五十円)

年金をうけるとき
例えば25年納付の場合
定額年金年額 九万六千円
+ 所得比例年金年額 五万四千円
= 十五万円

年金額は保険料を納めた期間に比例して多くなりますので、一か月でも早く加入する方が有利です。
また、最近の統計による65才の人の平均余命は13年16年ですから、生涯に受ける年金の額は納める保険料に比べると、たいへん有利になって返ってくることにあります。

心配ごと相談のご活用を

村民生委員協議会

金剛、葛城の山ふところにいだかれた美しい山村、千早赤阪村は大阪府民の果物と緑と水と空気の豊かな休養村として、今後その使命を果そうとしています。
村民は「和」を村として静かに心豊かな、日々を送っています。

しかし、近代文明の急激な発展に伴い「交通事故」「土地や家屋の明け渡し」「貸金の取立、代金の支払」「離婚、慰謝料、扶養料の請求」「息子や娘の不良化問題」等は全国的に起っている心配ごとです。これからの相談に応じるため本村民生委員協議会では月三回庁舎別館(診療所の二階)で、「心配ごと相談所」を開いています。民生委員は法律の専門知識は持っていないが、ご相談くださいば適切な方法や機関などを紹介できます。大きな問題であれば、全員協議の上衆知を集めてそれに取り組みむこともしています。

絶対秘密を守りますので

になります。加入ご希望の方は印かんと国民年金保険料徴収袋を持って国民年金係までお越しください。なお、所得比例制のこと、そのほか国民年金でわからないことがありましたら、国民年金係におたずねください。

月々金の毎日午後1時より
◆法律相談(法律専門担当は木曜日のみ)
このセンターの沢井所長さんは永年この道のベテランで親切丁寧に指導されます(府庁の玄関右側の部屋)
◆法律相談 月・火・金1時~4時(ただし受付は12時に締切られるので11時頃までに行くこと)
◆交通相談室(前と同じところ)月々金の毎日10時~4時(土曜日は午前中)
右法律相談は弁護士が当る
◆法律扶助協会大阪支部(北区若松町八・大阪弁護士会館内) 〇六一三六四一〇二五(一七)
日曜を除く毎日午後1時~3時受付。経済的に恵まれない人のために裁判への道を開いています。

4月から7月までの千早赤阪村心配ごと相談所の相談日は次のとおりです。

日程表				
月	4月	5月	6月	7月
日	10日	10日	11日	2日
相談員	矢尾倉	尾崎田	道東条	矢尾倉
日	20日	21日	20日	10日
相談員	新田塚	奥田本	加藤中	新田塚
日	30日	30日		20日
相談員	山中橋	内田豊		山中橋
日				30日
相談員				尾崎東

春の交通安全運動

スローガン 4月6日~15日

- ◎せまい日本 そんなに急いで どこへ行く (運転者向け)
- ◎スクールゾーンでは まず徐行
- ◎たしかめて またたしかめて ハイ横断 (歩行者向け)
- ◎ぼくしない どうろのとびだし わるふざけ (子ども向け)



★大阪府立職業サービスセンターより内職相談日変更のお知らせ

昭和四十八年四月からの河内長野公共職業安定所内における求人、求職の内職相談日は次のとおりです。
曜日 毎週火、木、金曜日
の三日間
時間 午前十時~午後三時

老人医療制度の実施

千早赤阪村は、四十七年十二月まで七十才以上の人を対象に老人医療費公費負担制度を実施してきましたが、四十八年一月からは国が法律によって老人医療費支給制度を実施することになりました。したがって満七十才以上の人は四十八年一月からは国の制度の適用を受ける人、または村の制度の適用を受ける人のいずれかに該当することになります。ただし村の制度については六十才以上の方まで年齢が引き上げられました。左に掲げた表は、国の制度と村の制度との違い、及び届け出事項などを表にしたものですので、よく読んで届出事項などを正確に行なってください。

区分 項目	国の制度の対象者〔受給者証〕	千早赤阪村(府)の制度〔医療証〕 の対象者
受給 資格	次のいずれの事項にも該当する人 ① 千早赤阪村に住所を有すること。 ② 年令満70才以上の人。 ③ 国民健康保険の被保険者または、社会 保険の被扶養者であること。扶養義務者 本人または配偶者ならびに、扶養義務者 本人または配偶者の前年の所得が政令で定める。所得額 をこえないこと。	次のいずれの事項にも該当する人 ① 千早赤阪村に住所を有すること。 ② 年令満65才以上の人。 ③ 国民健康保険の被保険者または、社会 保険の被扶養者であること。所得額をこえ る場合で、本人所得が年収1,000万円 未満の人。
医療の 受け方	医療機関で医療を受けられる際は健康保 険証と受給者証を同時に提出すれば医療機 関の窓口で現金を支払うことなく医療が受 けられます。 受給者証は医療保険の取扱い医療機関であ れば全国どこでも通用する利点がありま す。ただし、他府県で医療を受ける場合は あらかじめ役場にある所定の老人医療請求 書を持って行って医療を受けること。	医療機関で医療を受ける際は、健康保険 証と医療証を同時に提出すれば医療機関の 窓口で現金を支払うことなく医療が受けら れます。この場合は次の二つの制限があり ますので間違いないようご注意ください ① この医療証は大阪府以外の医療機関で は使えません。もし他府県で医療を受け た場合はいったん本人が現金を支払 った上(領収書受領の事)その金額を 千早赤阪村へ請求すれば審査の上該 金額を受けることができます。 ② この制度で医療費の助成が受けられる のは医療保険でみて貰う病気に限ります (保険が適用されない治療費は対照とな りません)
証の返 還届出 事項	受給者証の交付を受けたあとで下記①～④ のような場合は14日以内に必ず役場へ 届出してください。(印鑑・受給者証・健 康保険証を必ず持参ください) ① 住所及び氏名が変ったとき ② 健康保険証の内容及び種類が変った時 ③ 死亡された時 ④ 転出される時	左に同じ
再交付	受給者証を破ったり、よごしたり又は失な った時は印鑑持参の上役場へ申し出下さい。	左に同じ

大阪府心身障害者共済制度

現在、心身障害者をもつ保護者の方にとって最も大きな悩みは、自分の死後残された障害者を誰が保護し面倒を見てくれるかということ。

大阪府では昭和45年度より有利な掛金で、大阪府心身障害者共済制度とい

う障害者の保護者を被保険者として共済

保険制度を実

施しています

この制度は保

護者に万一の

こと(死亡ま

たは廃疾)が

あった場合、

あとに残され

た障害者に年

金(月額二万

円)を支給す

ることにより

生活の安定と

福祉の向上を

図ろうとする趣旨で行なわれており、加入条件はつぎのとおりです。

◆心身障害者の保護者であつて

①大阪府内に住所があること。

②四十五才未満であること
③特別な病氣や障害がないこと。

◆当該保護者とは現に心身障害者を扶養している人

①心身障害者の配偶者

②心身障害者の父母・兄弟姉妹・祖父母または、その他の親族

◆当該心身障害者とは

①精神薄弱者

②一級から三級までに該当する身体障害者

③身体または精神に永続的な障害があり、その程度が①②と同程度のもの

◆掛金の額(月額)

加入者が三十五才未満 一〇〇〇円

加入者が三十五才以上四十五才未満 一三〇〇円

◆掛金の減免

①掛金の減免を受けられる人

①生活保護法に基づく被保護世帯に属する加入者

②市町村税を課されていない世帯に属する加入者

③市町村民税の所得割を課されていない世帯に属する加入者

◆減免の額

前項の①および②に該当する人は全額免除

前項の③に該当する人は5割減額

◎なお申し込みは千早赤阪村役場福祉係で受け付けております。



愛犬は正しく
飼いましょう

犬は、人畜、その他に危害を加えない方法で、常につないでおかなければなりません。また、運動のため道路等を散歩させたりするときは、引綱でつなぎ、糞などに汚したりしないようにつとめてください。

野犬を、横行させないために犬は、絶対に捨ててはいけません。もし犬が不用になった時には、保健所に連れていきましよう(毎週水曜日午前十一時頃迄)飼犬の登録(年一回)と狂犬病予防注射(春秋二回)は、必ず受けましよう。受けていても放し飼いの犬は、捕獲することもありますのでご注意ください。お問い合わせは、役場住民課衛生係または富田保健所へ。